

随意契約見直し計画

平成20年1月
国立大学法人筑波大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(23%) 18	(9%) 179
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(14%) 11	(20%) 404		
随意契約		(86%) 66	(80%) 1,612	(49%) 38	(45%) 912
合 計		(100%) 77	(100%) 2,015	(100%) 77	(100%) 2,016

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(20%) 1	(6%) 8
一般競争入札等	競争入札			(0%) 0	(0%) 0
	企画競争			(0%) 0	(0%) 0
随意契約		(100%) 5	(100%) 127	(80%) 4	(94%) 119
合 計		(100%) 5	(100%) 127	(100%) 5	(100%) 127

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(24%) 17	(9%) 170
一般競争入札等	競争入札			(7%) 5	(12%) 220
	企画競争			(15%) 11	(21%) 404
随意契約		(85%) 61	(79%) 1,484	(47%) 34	(42%) 793
合 計		(100%) 72	(100%) 1,888	(100%) 72	(100%) 1,888

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システムに加え、研究・教育用機器等について、総合評価落札方式による一般競争入札の導入を検討する。

総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

(平成20年度を目途に作成予定)

検討委員会の設置

上記の措置を実施するため、検討委員会を設置する。

(2) 複数年度契約の拡大

電子計算機等の賃貸借契約、清掃業務等の請負契約は、これまでも複数年度契約を行ってきたが、さらに複数年度契約の拡大に努める。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

契約手続きの事務の効率化を推進するため、契約手続きのマニュアルを平成19年度目途に作成する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載